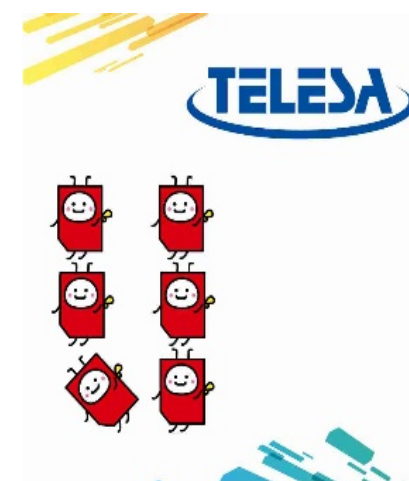


# 公正競争確保の在り方に関する検討会議 ヒアリング資料

2021年2月16日

一般社団法人テレコムサービス協会  
MVNO委員会

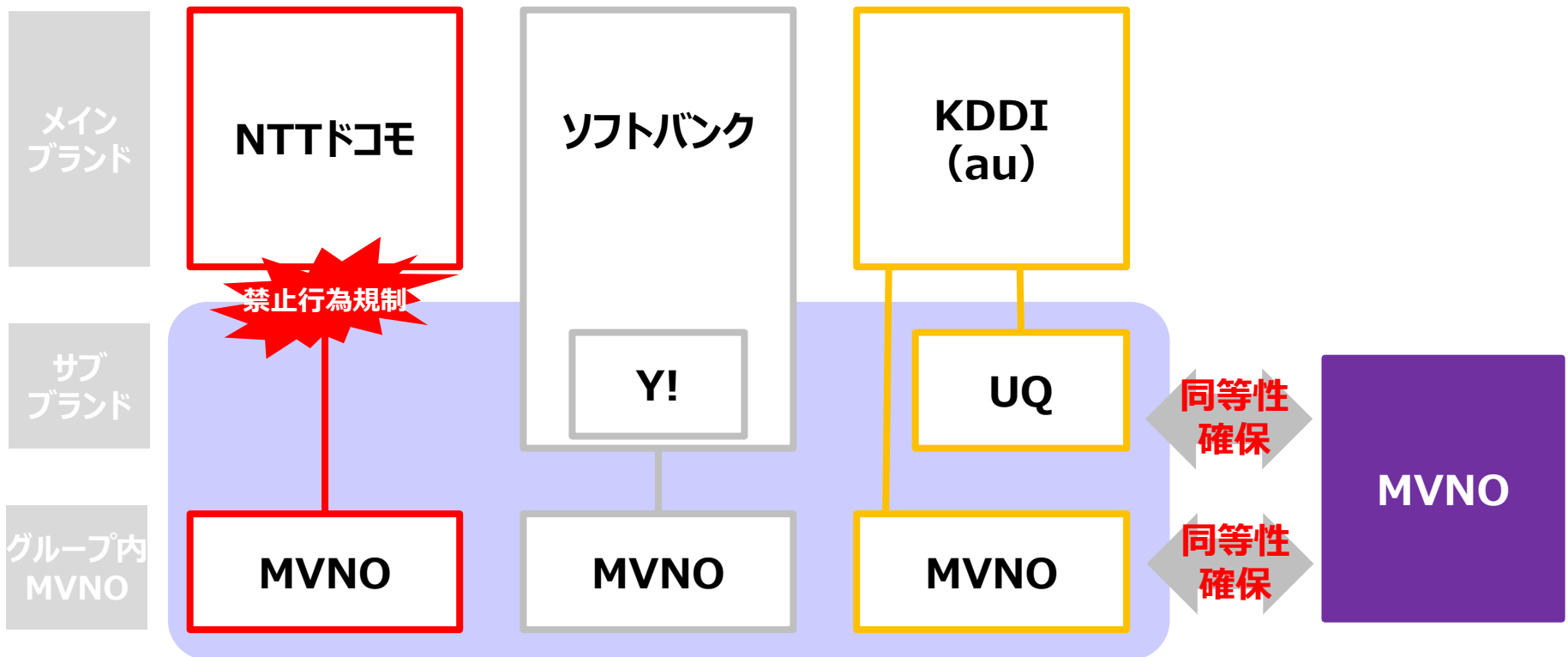


しむし

© 〇 〇 MVNO委員会

# 以前のモバイル市場の競争状況

- MNO本体とは別会社の、サブブランドやグループ内MVNOが、独立系MVNOと市場で競合
- 市場における公正な競争環境を確保するため、グループ内外のネットワーク提供条件が同等であるべきとの観点から、当委員会より2018年に以下の2つを提言
  - 禁止行為規制対象をドコモ以外の二種指定事業者（KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク）に拡大すべき
  - 全国BWA事業者（UQ、WCP）への二種指定の適用を進めるべき→2020年に適用済

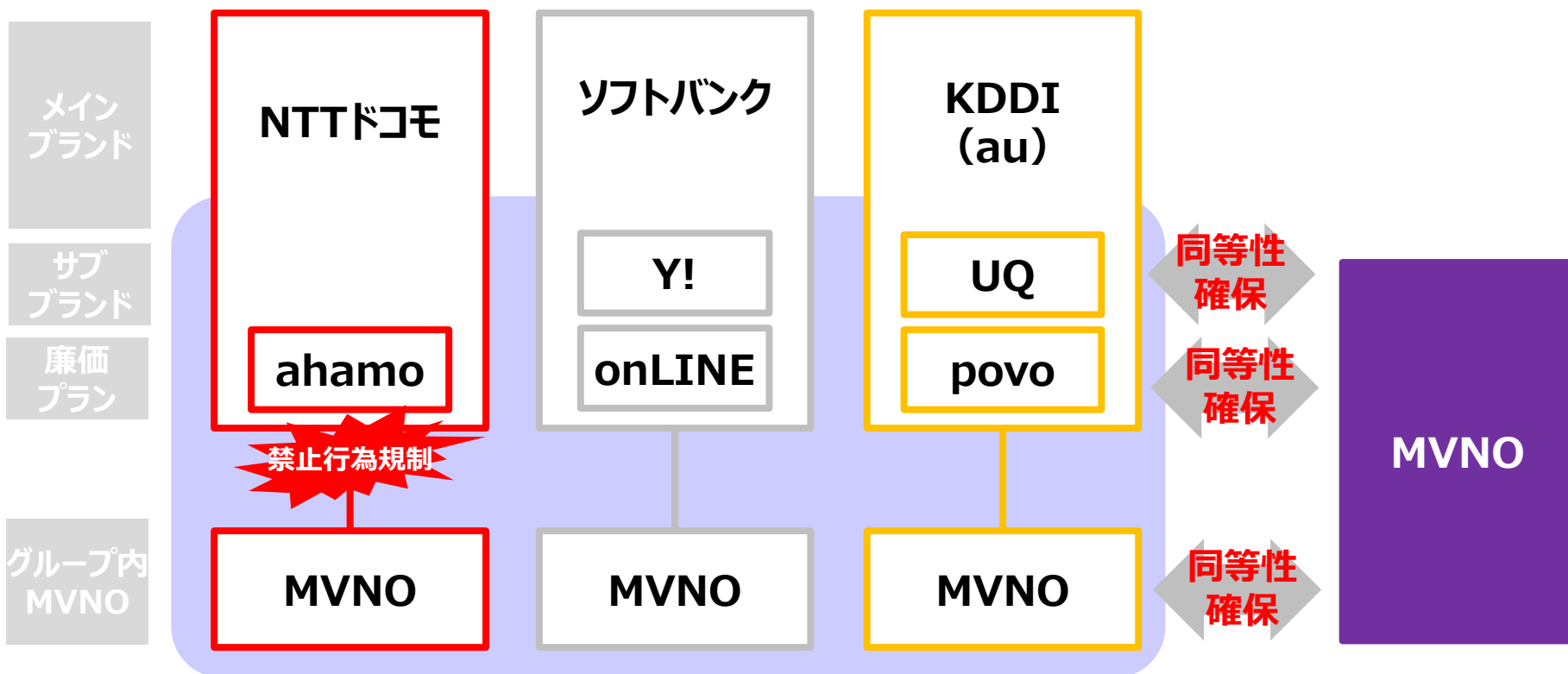


## ②MNOにおけるグループ内優遇の排除

- MVNOのMNOグループ化が進展しているなか、第二種指定電気通信設備設置事業者（以下「二種指定設備設置事業者」）におけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも非常に重要である。これまでも各種措置がなされてきたものの、今後とも、MNOと同一企業グループ内のMVNOに関して、その他のMVNOとネットワーク提供条件等が同等であるかについて、透明性を十分に確保する必要がある。
- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書（2018年4月）では、MNO 3グループのサービス提供（いわゆるサブブランドやグループ内のMVNOによるものを含む。）について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な運営（不当な差別的取扱いや競争阻害等）に当たるものがないか、会計の専門家を含む体制を設け検証を早急に開始すべきとされており、その検証が速やかに行われることが望ましい。
- また、早急にBWA事業者への二種指定設備制度の適用が必要である。これにより、グループ内取引において不当な運営がないかを検証するための前提条件となるBWA事業者が設定する接続料について、その公平性、適正性、透明性が確保される。
- 加えて、二種指定設備設置事業者4社のうち、現在、禁止行為規制の適用がされていないKDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要である。とりわけMVNOのMNOグループ化が進展するなかにおいては、既に禁止行為規制が適用されているNTTドコモのみならず、他の3社に対しても、グループ会社への優遇を禁止する行為規制を課すことが、移動通信市場における公正な競争環境を確保するうえで必須である。なお、禁止行為規制の適用検討に際しては、指定要件にある収益シェアについて、MVNOの活性化やMNOの新規参入等を踏まえ、その水準を引き下げること検討すべきである。

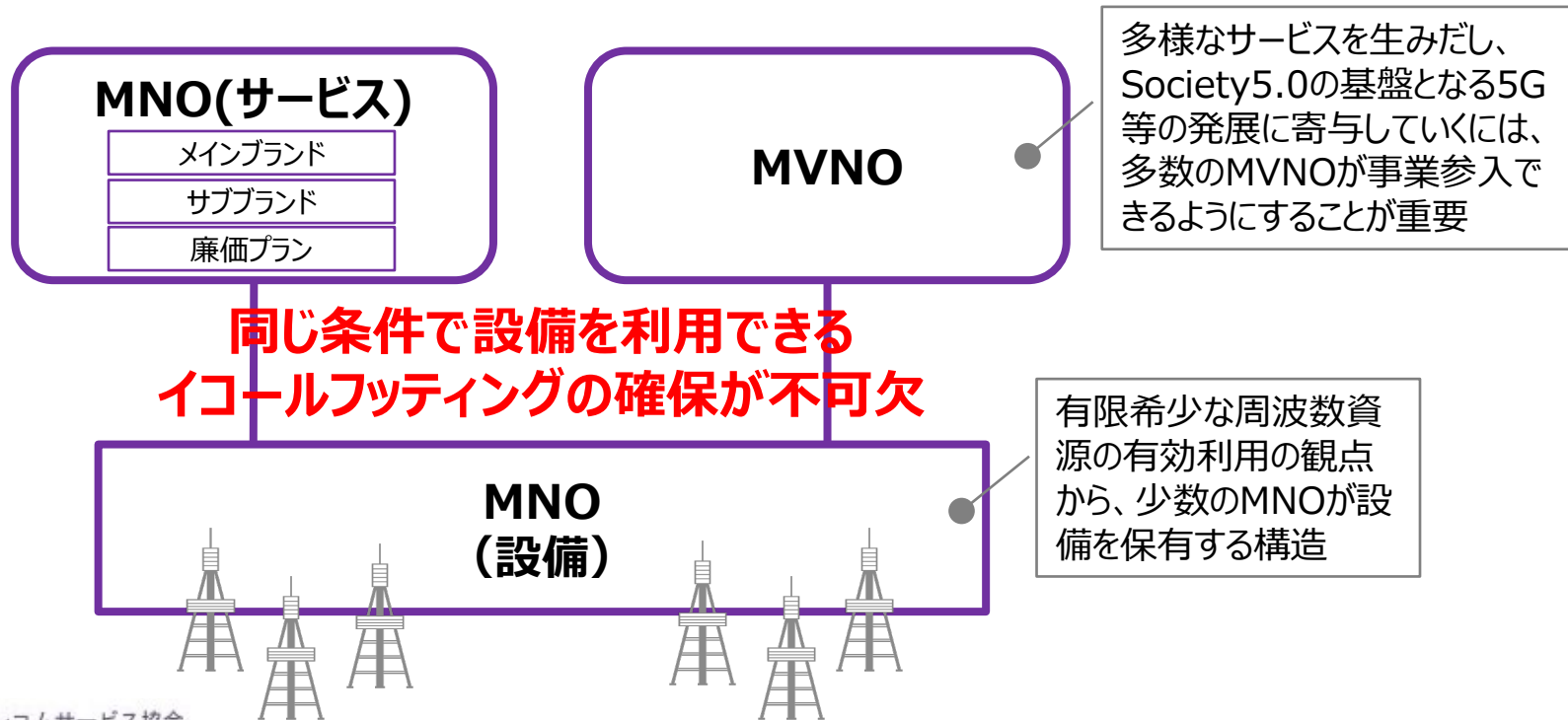
# 至近のモバイル市場の競争状況

- 至近は、別会社であったサブブランドやグループ内MVNOをMNO本体に吸収する動きが見られ、またMNO本体での新ブランドによる廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈に
- そのような市場環境の変化を受け、MNOやサブブランド・グループ内MVNOと、外部のMVNOとの同等性（イコールフットイング）の確保は、これまで以上に重要となってきた



# 望まれる競争環境

- **MVNOは、従来のMNOによる寡占市場に楔を打ち込むとともに、移動通信市場の競争を活性化させることで、消費者の選択肢の多様化や利便性の向上に寄与してきた**
- **今後も、移動通信市場において多様なサービスが生まだされ、Society5.0の基盤となる5GやBeyond5Gの発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、多数のMVNOが事業参加できるように、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保が必要不可欠である**



# イコールフットイングの確保のための要望

- 今般、**MNO各社において「廉価プラン」の導入が発表**されたことについては、
  - 家計負担の軽減に繋がるものであり**消費者にとって望ましいもの**
  - 一方で、多くのMVNOが提供するプランと利用者料金水準が接近するものとなっていることから、**MVNOに対し深刻な影響を与える可能性**があり、**MVNOにとっては「廉価プラン」に対抗するサービス提供が不可欠**
- しかしながら、これらの「廉価プラン」は、**現行の接続料や卸料金では、MVNOが実現することが極めて困難なプラン(データ容量、データ通信品質、無料通話)**となっており、**接続料や卸料金が、MNOとMVNOのイコールフットイングの観点から適正ではないとの強い疑義**を生じさせるものとなっている



**MNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフットイングの早期実現が喫緊の課題とされており、MNOとMVNOのイコールフットイングを確保するための緊急措置の実施について強く要望**

なお、イコールフットイングが確保されない場合は、MVNO振興を含む競争政策を後退させることとなり、移動通信市場がMNOグループによる協調的寡占状態に回帰し、MVNOが果たしてきたサービスの高度化や多様化が将来に亘り失われかねず、更には料金の低廉化が期待できなくなる等、消費者にとって決して望ましいものとならない

- 有限希少な周波数資源の有効利用の観点から少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、多数のMVNOが事業参入できるように、**「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保が必要不可欠**である
- 以上を踏まえ、以下を強く要望する

固定通信分野での取り組みも参考にしながら、これまでの各種研究会等での議論の積み残しの課題も取り入れつつ、**将来に亘ってイコールフットイングを担保するための必要なルールの在り方について、速やかに検討に着手すること**

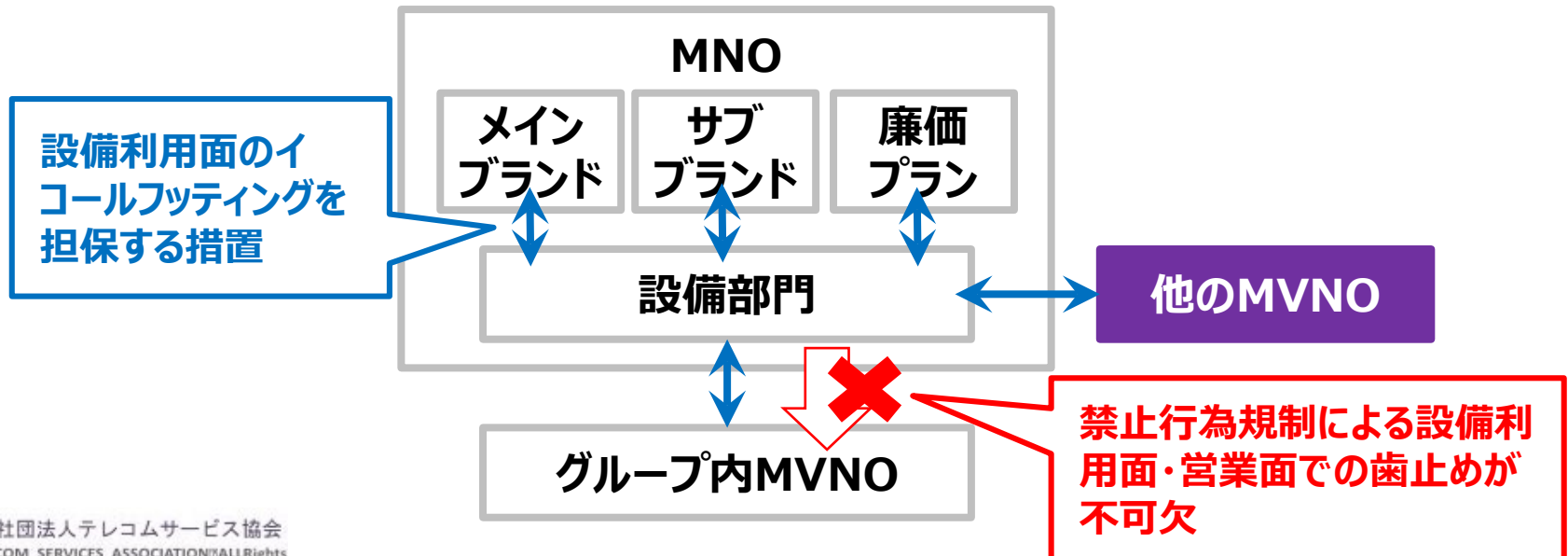
- ✓ 移動通信市場に大きな影響を与えるMNO各社の「廉価プラン」について、**接続料及び卸料金と利用者料金との関係の検証(いわゆるスタックテスト)を実施**
- ✓ **接続料算定ルールの更なる精緻化**(例えば、需要や設備余裕の考え方の整理、会計規則における費用項目等の定義の精緻化)や、**設備部門と利用部門の会計の分離** 等



# 禁止行為規制の適用拡大の必要性

- 当委員会の求める、スタックテストや設備部門と利用部門の会計分離等の適切な措置が講じられることで、MNOとMVNO間の設備利用面(サービス原価)でのイコールフットイングが担保され得るものとする
- 一方で、MNOのグループ内子会社(MVNO)とその他のMVNO間のイコールフットイングについては、従来より以下の懸念がある状況 ※以下は可能性例
  - 設備利用面：MNOとグループ内MVNO間での設備の相互利用を通じたグループ内の金銭的補助(いわゆるミルク補給)等
  - 営業面等：MNO接点ポイントでのグループ内MVNOの排他的な販売、人気端末のグループ内MVNOへの排他的な提供等
- これらの懸念を解消することなくMNOとMVNO間のイコールフットイングを徹底した場合、結果として、グループ内MVNOが抜け穴として使われる可能性が十分に考えられる

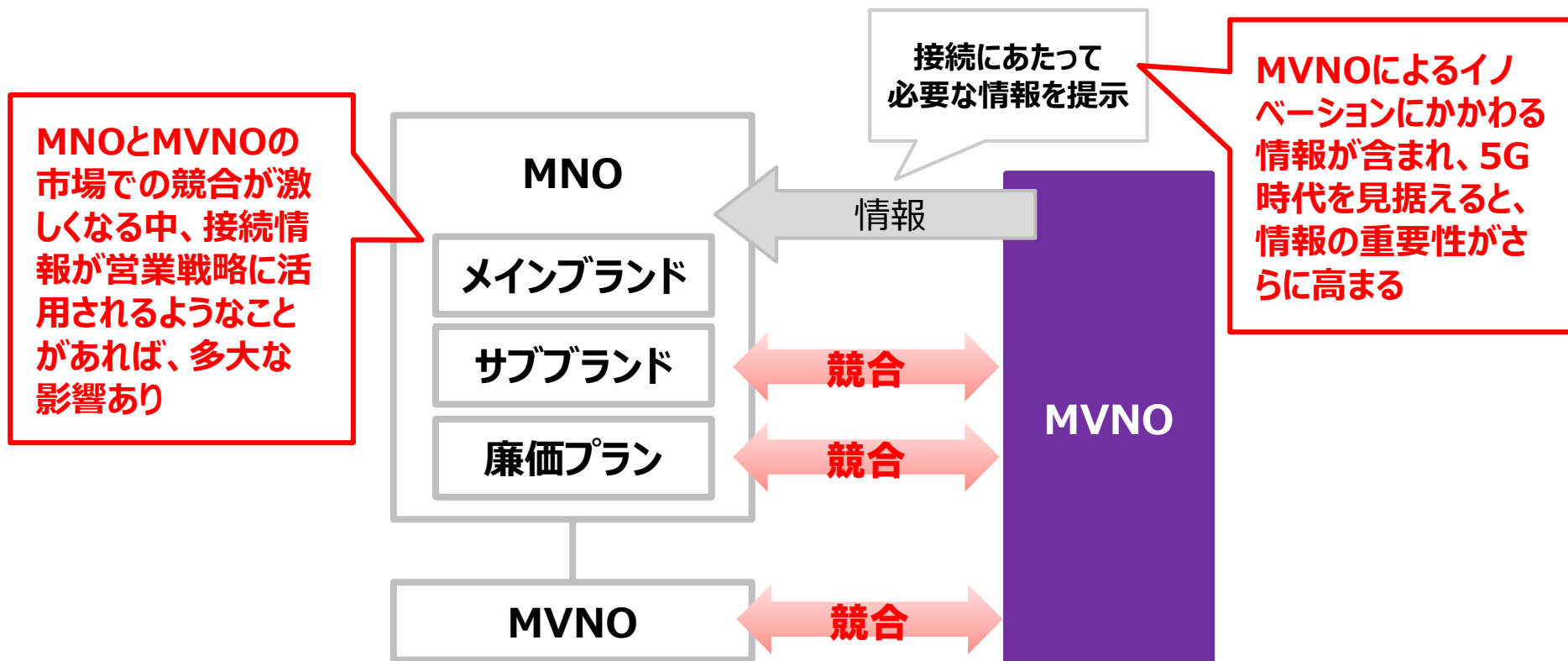
イコールフットイングを継続的に担保するためにも、禁止行為規制の適用拡大は不可欠





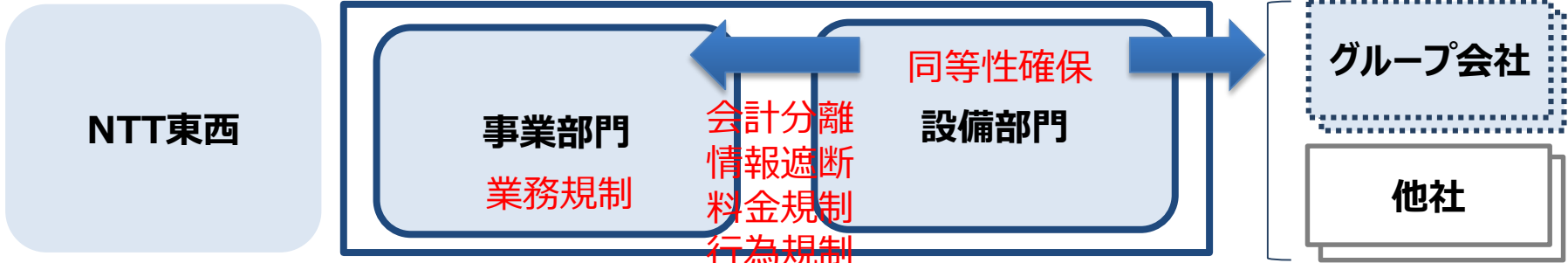
# 情報の目的外利用の禁止の重要性

- MNOの廉価プラン導入やサブブランド値下げ等、市場においてMNOとMVNO間での直接的な競争が加速。さらに5G(SA方式)時代に向け、技術面、サービス面でのイノベーションはより一層重要性を増していく
- このため、接続の業務に関してMNOが知り得る情報が持つ意味は更に大きくなることが考えられ、これらの情報に関する目的外利用の禁止は、公正競争を確保する上でこれまで以上に重要となる

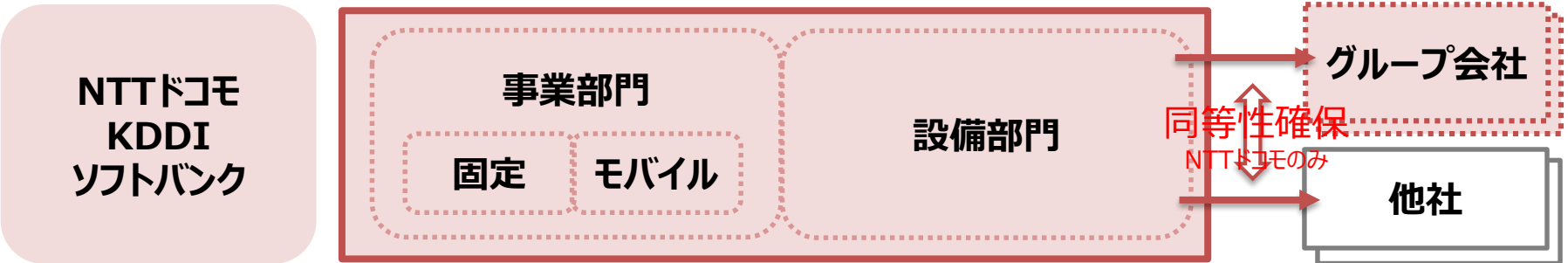


- 引き続き、MNOのMVNOに対する交渉の優位性は高く、交渉力に劣後するMVNOが健全に市場競争をおこなって行くためには、二種指定事業者に対する適切な規律が必要不可欠
- MNO自らが、MVNOのプランと接近する料金水準のプランを提供するようになってきたなか、MNOとMVNOとの間の設備利用面でのイコールフットイングが確保が喫緊の課題に
- グループ会社から親会社のMNOへの事業の移管など、二種指定事業者をめぐる市場動向は流動的。しかしながら、二種指定事業者とグループ会社の規律が欠ければ、グループ内の子会社等を通じたMNOの活動に歯止めがかからず、今後検討が進められていく、設備利用面でのMNOとMVNO間のイコールフットイングを担保する措置の抜け穴として使われる可能性が十分に考えられる
- MNOとMVNOのプランの近接、5G（SA方式）時代のイノベーションの保護の両観点から、MNOにおける接続情報の目的外利用の禁止は、これまで以上に大きな意味を持つ
- 以上から、二種指定事業者のうち、MVNOに比して大きな交渉力を持つ事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し、事業法30条に基づく禁止行為規制を適用すべきであると考え

## 固定通信分野

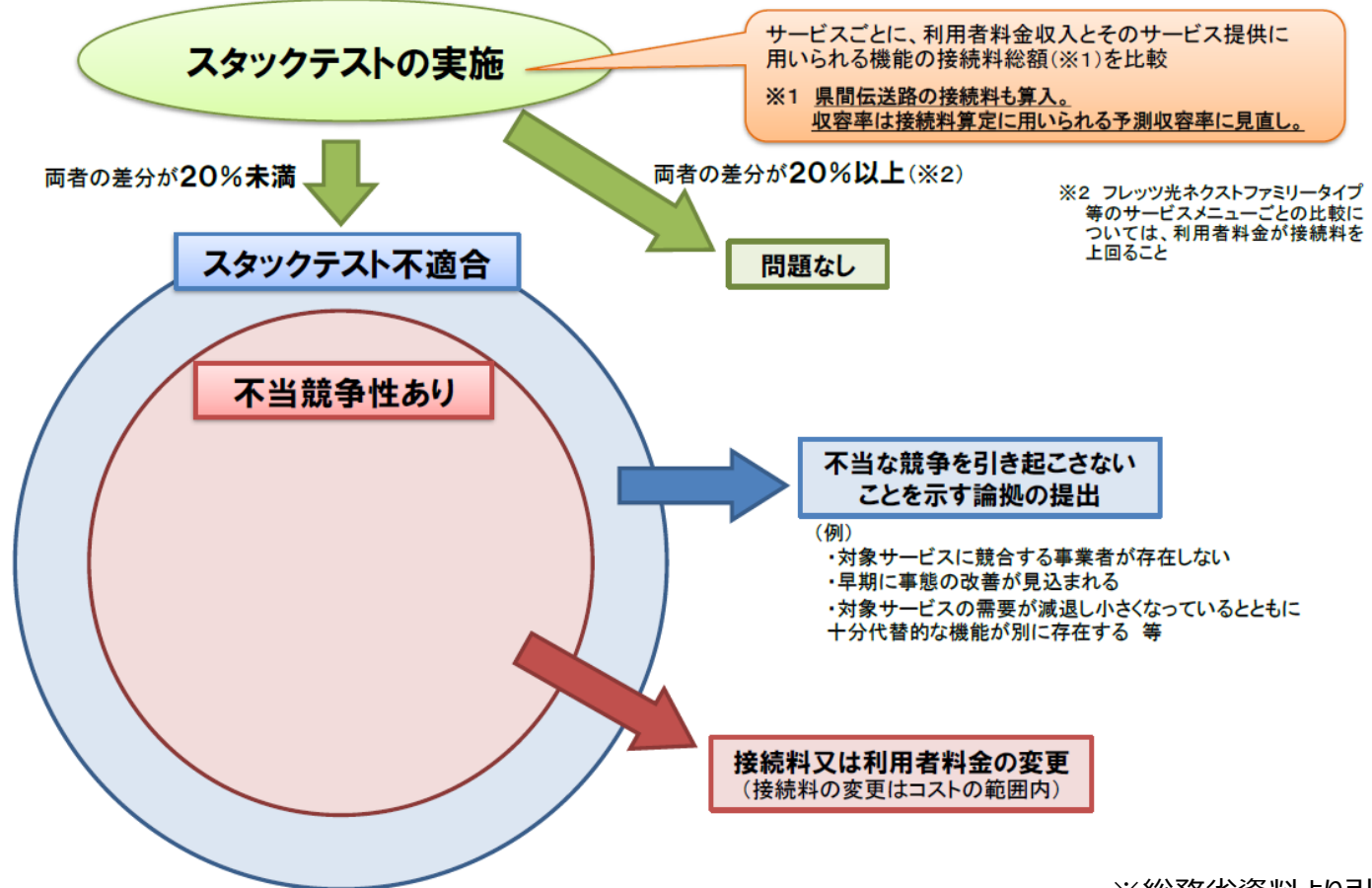


## 移動通信分野



- 固定通信分野では、利用者料金と一種指定設備に係る接続料との関係について、これが反競争的でないことを検証するため、総務省にてスタックテストを実施

※「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定)



※総務省資料より引用

- 固定通信分野では、一種指定事業者の利用部門と接続事業者とのイコールフットイング確保の観点から、一種指定事業者において設備部門と利用部門の会計を分離
- そのほか、接続約款の認可制等により接続料算定の適正性や透明性を担保

		加入光ファイバ接続料	モバイルデータ接続料
接続料 算定	算定方式	将来原価方式	将来原価方式
	原価	<b>公開</b>	<b>一部公開</b>
	利潤・需要	<b>公開</b>	<b>一部公開</b>
会計分離		<b>設備部門と利用部門の 会計を分離</b>	—
接続約款		<b>認可制</b>	<b>届出制</b>